長期優良住宅・認定申請チェックシート

認定申請される方は下記太枠内の該当する部分の記載及び該当チェック欄にレでチェックしてください。

令和　　年　　月　　日

申請者		災害配慮状況調書の有無	□ 有 □ 無	確認書または設計住宅性能評価書の有無	□ 有 □ 無
建築場所	鶴岡市 建築場所住所（確定している場合） 鶴岡市	申請区分	□ 法第5条第1項 □ 法第5条第2項 □ 法第5条第3項		
代理者	連絡先電話番号	建築概要	□ 一戸建ての住宅 □ 共同住宅等 └ 申請戸数　　戸 └ 総戸数　　戸		
維持保全計画書の実行者及び維持管理期間	□建築主 年目以降　　年間	□施工者 年目以降　　年間 □___年目以降再契約必要　□再契約不要	□その他（　　） 年目以降　　年間		

添 付 書 類

□ 認定申請書（規則第1号様式）　1面～4面
□ 委任状（申請者が他者に委任する場合）
□ 災害配慮状況調書（鶴岡市様式第1号）
※災害危険区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）、津波災害特別警戒区域、浸水被害防止区域、地すべり防止区域内では認定を受けられません。
□ 長期優良住宅維持保全計画書（鶴岡市様式第2号）
□ 長期優良住宅設計内容説明書（鶴岡市様式第3号）
　□　建築確認済証の写し（交付されている場合は添付をお願いします）
　□　地区計画適合証の写し（建築場所が地区計画地区の場合）
　□　鶴岡市景観計画に係る行為の制限等に関する条例の適合証の写し（建築場所が該当の場合）

評価機関から返却された図面等一式

□ 確認書または設計住宅性能評価書の写し ※長期使用構造適合の確認が行われたものに限る
□ 認定書の写し(型式認定住宅等の場合)
└　□　住宅型式性能認定書
└　□　型式住宅部分等製造者認証書
└　□　長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書
□ 付近見取図
└ □都市計画区域内
（※都市計画区域外の場合は、都道府県知事（庄内総合支庁）に提出）
□ 配置図
└ □都市計画道路に接道
（※申請前に都市計画法第53条の許可が下りているか又は都市計画道路の範囲から離れをとっているか）
□ 仕様書（仕上表）　　□ 基礎伏図
□ 各階平面図　　□ 各階床伏図
□ 床面積求積図　　□ 小屋伏図
□ 二面以上の立面図　　□ 各部詳細図
□ 断面図または矩計図　　□ 各種計算書

ご協力ありがとうございました。

審査者チェック欄

・構造躯体等の劣化対策		□劣化対策等級3	
・耐震性		□耐震等級（倒壊等防止）2又は3	
・維持管理・更新の容易性		□維持管理対策等級（専用配管）3	
・省エネルギー性		□断熱等性能等級4	
・住環境の維持及び向上への配慮に関する基準の適用について			
地区計画（　　地区）		□区域外	□区域内（□適合済　□非適合※認定不可）
都市計画法第4条4項に規定する促進区域		□区域外	□区域内（区域内は原則として認定不可）
都市計画法第4条6項に規定する都市計画施設の区域		□区域外	□区域内（区域内は原則として認定不可）
都市計画法第4条7項に規定する市街地再開発事業等予定区域		□区域外	□区域内（区域内は原則として認定不可）
都市計画法第4条7項に規定する市街地再開発事業等予定区域		□区域外	□区域内（区域内は原則として認定不可）
建築基準法第42条1項2号道路		□該　当	□非該当
都市計画区域		□区域外	□区域内
住宅地区改良法第8条第1項の告示があった日以後における同法第2条第3項に規定する改良地区		□区域外	□区域内（区域内は原則として認定不可）
鶴岡市景観計画に係る行為の制限等に関する条例	大規模建築物等の景観に関する制限	□対象外	□対　象（□適合済　□非適合※認定不可）
	羽黒地域　大鳥居周辺地区	□区域外	□区域内（□適合済　□非適合※認定不可）
	美咲町　シンボルロード地区	□区域外	□区域内（□適合済　□非適合※認定不可）
災害の危険性の高い区域	災害危険区域	□区域外	□区域内（区域内は原則として認定不可）
	土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）	□区域外	□区域内（区域内は原則として認定不可）
	地すべり防止区域	□区域外	□区域内（区域内は原則として認定不可）
	急傾斜地崩壊危険区域	□区域外	□区域内（区域内は原則として認定不可）
	津波災害特別警戒区域	□区域外	□区域内（区域内は原則として認定不可）
	浸水被害防止区域	□区域外	□区域内（区域内は原則として認定不可）